

○山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程

（平成12年12月14日）
（山形県道路公社管理規程第6号）

改正 平成13年2月26日管理規程第1号
平成18年4月1日管理規程第3号
平成26年2月28日管理規程第1号
令和元年7月1日管理規程第1号
平成13年12月1日管理規程第7号
平成22年10月1日管理規程第4号
平成26年10月1日管理規程第4号
令和元年10月1日管理規程第3号

（目的）

第1条 この規程は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第13条の規定に基づき、山形県道路公社（以下「管理者」という。）が管理する山形駅西口駐車場（以下「駐車場」という。）の運営及び利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「車両」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。
- (2) 「利用者」とは、車両を駐車させる目的で駐車場を利用する者をいい、当該車両の運転者、運行管理者、使用者及び所有者をいう。

（設置）

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	山形駅西口駐車場
所 在 地	山形市城南町一丁目

（管理者の名称等）

第4条 管理者の名称、事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	山形県道路公社
所 在 地	山形市緑町一丁目9番30号
代表者の氏名	理事長名
代表者の住所	山形市緑町一丁目9番30号

（契約の成立）

第5条 駐車場の利用者は、この規程を承認のうえ、駐車場を利用するものとする。

（営業時間及び入出庫の取扱時間）

第6条 駐車場の営業時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。ただし、入庫の取扱い時間については、午前5時30分から午後12時までとする。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

2 管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、山形市長に届け出のうえ、入出庫の取扱い時間を変更することができる。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 休業日は、設けない。
（時間制利用の利用期間）

第7条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、時間制利用者が予め管理者へ届け出を行い、管理者がやむを得ないと判断した場合には、これを延長することができる。

（営業休止等）

第8条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないとして認められる場合
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
（駐車場を利用できる車両）

第9条 駐車場を利用できる車両は、積載物又は取付物を含めて、長さ5.0メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートル及び重量2.0トンを超えないものに限る。
（駐車時間及び料金の算定）

第10条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）を算定するための駐車時間は、入庫の際、駐車券発行機（以下「発行機」という。）の駐車券を受け取ったときから料金精算機に挿入されたときまでの時間とする。この場合において、車路での待機及び駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間は、駐車時間とみなす。

（料金の額）

第11条 料金は、1車両について別表第1のとおりとする。

（料金の徴収）

第12条 料金は、車両が出庫するときに徴収する。

2 回数券、プリペイドカード及び定期駐車券（以下「回数券等」という。）の料金は、発行の際に徴収する。ただし、回数券等を一定数量以上一括購入した場合の

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

取扱いについては、この限りでない。

（駐車券等）

第13条 駐車券及び回数券等の様式、色及び規格等は別に定める。

（不正利用に対する割増駐車料金）

第14条 利用者が料金を支払わずに車両を出庫させたときは、別表第1のイの表の料金のほか、その2倍相当額の割増駐車料金（以下「割増金」という。）を徴収する。

2 利用者が定期駐車券を不正駐車的手段として使用した場合は、当該定期駐車券を無効として回収し、不正使用期間の月数に別表第1のハの表の料金を乗じた額のほか、その2倍相当額の割増金を徴収する。

（回数券等の払戻し）

第15条 回数券等は、料金の払戻しをしない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 回数券等が廃止されたとき

(2) 別表第1に掲げる料金の額に変更があったとき

(3) 前各号に定めるもののほか、管理者が回数券等の払戻しの必要があると認めたとき

2 回数券等の払戻しの期間は、前号各号の事由が発生した翌日から起算して1ヶ月以内とする。

3 回数券等の払戻しの額は、次の各号に掲げるところによる。ただし、払戻しの額に1円未満の端数があるときは1円として計算する。

(1) 回数券 払戻しの額 = (発売価格 ÷ 発行枚数) × 残存枚数

(2) プリペイドカード 払戻しの額 = (発売価格 ÷ 発行度数) × 残存度数

(3) 定期駐車券 払戻しの額 = (発売価格 ÷ 当該月の日数) × 残存日数

4 管理者の起因による事由以外の回数券等の払戻しの場合は、手数料として払戻し額の10%を徴収するものとし、その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（再発行）

第16条 管理者は、回数券等の再発行は行わない。ただし、棄損等によるもので管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（料金を徴収しない車両）

第17条 次の各号に掲げる車両の駐車については、料金を徴収しない。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

(1) 法第6条第1項第1号に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の管理事務に使用する車両

(3) その他管理者が、必要と認めた車両

2 前項各号の車両の駐車は、定期駐車券を交付して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（駐車場の入出庫等）

第18条 利用者は、入庫するときは発行機から駐車券を受け取らなければならない。

2 利用者は、出庫するときは駐車券を料金精算機に挿入し、表示された金額を現金及び回数券等で精算しなければならない。

（定期駐車券の利用制限）

第19条 定期駐車券による利用については、特定の車室を設けないものとする。

2 定期駐車券により駐車場を利用する場合において、駐車場が満車であるときは入庫することができないものとする。

（駐車券の紛失）

第20条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに管理者に申し出て、管理者の定める様式に入庫日時その他必要な事項を記入すること。

2 管理者は、申し出があった場合は、身分証明書その他必要な証拠書類の提示を求め、その車両の出庫について正当な権限があると認めたとときに限り出庫させることができる。この場合における駐車料金は、入庫日の始業時に入庫したものとして徴収する。

（入庫拒否）

第21条 管理者は、駐車場が満車である場合は入庫を停止するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否又は退去させることができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき

(2) 駐車場の施設を汚損し又はき損するおそれがあると認められるとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

（出庫拒否）

第22条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき

(2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は回数券等を使用しないとき

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

（遵守事項）

第23条 利用者は、駐車場内において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の車両の走行及び駐車を妨げないこと
- (2) 駐車場の施設若しくは駐車中の車両を汚損する行為又はき損する行為をしないこと
- (3) 物品の販売等の商行為をしないこと
- (4) 前各号に掲げるもののほか駐車場の管理に支障を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

（事故の届出、応急措置等）

第24条 管理者は次の各号に掲げる場合には、利用者にもその旨をただちに届け出させるものとする。

- (1) 利用者が駐車場において交通事故を起こした場合
 - (2) 利用者が駐車場において諸施設、車両及びその積載物若しくは取付物を滅失、き損又は汚損した場合
 - (3) 利用者、車両及びその積載物若しくは取付物に異常を発見し、又は被害の発生があった場合
- 2 管理者は、前項の届出があったとき、又は利用者若しくは車両について事故を発見したとき、又は事故が発生するおそれがあると認められるときは、利用者の同意を得て、すみやかに必要な措置をとるものとする。ただし、緊急の場合には、利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。
- 3 前項の規定は、管理者以外の者の行う応急措置について準用する。

（引取りの請求）

第25条 時間制利用者が予め管理者への届け出を行うことなく第7条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者又は使用者をいう）。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒否したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両に生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第26条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第27条 管理者は、第25条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者又は所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第28条 管理者は、利用者又は所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により処分した場合は、料金並びに車両の保管、移動

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還する。

（保管責任）

第29条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するまで、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第30条 管理者は、車両保管にあたり、第33条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかった場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損傷の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（利用者の損害賠償）

第31条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求することができる。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第32条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第33条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 天災地変その他の不可抗力による事故
- (2) 当該車両及びその積載物若しくは取付物の瑕疵、又はこれらのものの性質による発火、爆発、暴走、腐敗、毀損、変色又は変質
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた盗難、衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第8条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第24条第1項の規定による事故

（補則）

第34条 この規程に定めるもののほか、駐車場の管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

附 則

この規程は、平成12年12月14日から施行する。

附 則（平成13年管理規程第1号）

この規程は、平成13年2月26日から施行する。

附 則（平成13年管理規程第7号）

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成18年管理規程第3号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年管理規程第4号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年管理規程第1号）

この規程は、平成26年2月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年管理規程第4号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和元年管理規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年管理規程第3号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

第9編 駐車場管理（山形県道路公社山形駅西口駐車場管理規程）

別表第1

イ 料 金

		時間区分	単 位 時 間	料金の額
基本料金	普通駐車料金	午前0時から 午後12時まで	駐車時間はじめの30分まで	210円
			以後30分増す毎に(30分未満の端数は、30分に切り上げる。)	100円
特別料金	夜間料金	午後10時から 午前8時まで	———	720円
	1日上限料金	———	24時間毎	1,230円

ロ 回数券

券 種	販売価格
100円券 11枚綴	1,000円
100円券 35枚綴	3,000円
100円券 120枚綴	10,100円
100円券 200枚綴	16,300円
210円券 11枚綴	2,100円
210円券 35枚綴	6,300円
210円券 120枚綴	21,200円
210円券 200枚綴	34,200円
310円券 11枚綴	3,100円
310円券 35枚綴	9,300円
310円券 120枚綴	31,300円
310円券 200枚綴	50,500円

ハ 定期駐車券（1ヶ月）

券 種	料金の額	利用可能時間
全日定期駐車券	23,140円	午前0時から午後12時まで
昼間定期駐車券	14,670円	午前5時30分から午後12時まで
通勤定期駐車券	10,480円	1ヶ月のうち23日間利用可能 午前5時30分から午後12時まで
夜間定期駐車券	12,050円	午後6時から午前8時まで

ニ プリペイドカード

券 種	販売価格
3,300度数	3,000円
5,800度数	5,000円
11,800度数	10,000円